

被 指 名 人 様

杉戸町長 窪田 裕之
(公 印 省 略)

入 札 指 名 に つ い て (通 知)

下記のとおり指名競争入札を執行するにあたり、貴社を指名しました。

入札参加時における注意事項及び杉戸町競争入札参加者心得等に従い、設計図書、契約約款等を熟知の上、入札してください。

なお、当指名通知書に定めのない事項については、杉戸町建設工事等指名競争入札要綱その他入札・契約関係諸規定によるものとします。

記

1 入札の対象及び方法

- (1) 業 務 名 物件調査積算等業務委託 3 (東武動物公園駅東口通り線 県街路事業 2 工区)
- (2) 業務場所 杉戸町杉戸二丁目 地内
- (3) 契約期間 契約確定日から令和 8 年 3 月 31 日
- (4) 設計金額 4,530,000 円 (消費税及び地方消費税を除く)
- (5) 業務種類 業 種 名 : 補償コンサルタント業務
業務分類名 : 物件及び機械工作物
- (6) 業務概要 物件調査積算
- (7) 入札手続等の方法 杉戸町公共工事等電子入札運用基準に従い、埼玉県電子入札共同システム (以下「電子入札システム」という。)により行う。
- (8) 設計図書等の確認方法 電子入札システムからダウンロードするものとする。
※ 電子入札システムの稼働時間 : 平日 8 時 30 分 ~ 20 時

2 入札スケジュール

(1) 指名通知日	令和 7 年 11 月 28 日 (金)
(2) 質問締切日時	令和 7 年 12 月 3 日 (水) 16 時
(3) 回答公表日時	令和 7 年 12 月 5 日 (金) 15 時 ※ 電子入札システム上で全ての質問回答を公表する。
(4) 入札書提出期間	令和 7 年 12 月 9 日 (火) 9 時から 令和 7 年 12 月 10 日 (水) 16 時まで
(5) 開札日時	令和 7 年 12 月 11 日 (木) 9 時 00 分

3 入札の概要

- (1) 開札場所 杉戸町役場 本庁舎 1 階 市街地整備推進室
- (2) 開札結果の公表 入札執行後速やかに入札情報公開システムで公表する。
<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>
- (3) 内訳書 不要
- (4) 最低制限価格 有

※ 入札執行後に公表する。ただし、入札が不調・不落となった場合、公表しないことがある。

※ 詳細は杉戸町最低制限価格制度取扱要綱を参照すること。

(5) 入札保証金 免除

※ 杉戸町財務規則第 130 条第 1 項第 3 項に基づく。

(6) 現場説明会 無

(7) 再入札応札締切日時 開札日の 15 時

※ 予定価格超過等の理由により初度入札が不落となった場合は、1 回のみ再入札を行う。

※ 初度入札が有効だった者に限り、再入札に参加できるものとする。

※ 当該日時に複数の再入札を実施する場合は、初度入札の順に開札を行う。

4 一抜け方式の実施に係る留意事項

(1) この指名通知書に係る入札は、一抜け方式により実施する。本入札の落札決定は、「物件調査積算等業務委託3（東武動物公園駅東口通り線 県街路事業2工区）」、「物件調査積算等業務委託4（東武動物公園駅東口通り線 県街路事業2工区）」の順に行うものとする。

(2) 一抜け方式により落札者となった者が次順位の入札に応札した場合、その入札書は「無効」とする。

(3) 一抜け方式を適用した結果、先に一抜けした者を含み応札者が複数いる場合、有効となる応札が1者のみであっても入札は成立するものとする。

(4) 1 回目の入札が予定価格超過等の理由で不落となった場合は、当日中に行う再入札の落札者の決定次第、次順位の落札者を決定するものとする。この場合、次順位の入札においては、指名通知書に明記した開札時間に落札者を決定することはできないため、当該入札の応札者に対して、電話等の方法によりその旨を通知するものとする。

(5) 当該入札の執行後に、落札者の都合による契約締結辞退等の申し出があった場合、有効な入札をした次点候補者が繰り上がりで新たに落札者となるものとする。ただし、この新たな落札者が他の入札において既に一抜けをしている場合は、重複して他の入札の落札者とはなれないため、不利益が生じないよう配慮の上、発注者と適宜協議するものとする。

5 落札者の決定方法

予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上の価格を提示した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、複数者が最低の入札金額であった場合は、電子くじにより落札者を決定する。

6 入札における注意事項

(1) 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(2) 入札金額が最低制限価格を下回った場合は失格とし、再入札に参加できないものとする。ただし、応札した全ての事業者の入札金額が最低制限価格を下回った場合に限り、再入札への参加を認めるものとする。

(3) 入札への参加を希望しない場合は、入札書受付期間内に電子入札システムにより辞退届を提出すること。

なお、開札時において入札書が不着の場合も辞退扱いとする。

(4) 入札参加者が1者のみであった場合、または再入札が成立しなかった場合、入札は中止する。

(5) 必要な資格のないものとした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 公正な秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不相当であると認める当該申し込みに係る価格は、その入札を無効とする。

(7) 電子入札システム用のサーバー・ネットワークなどに障害が発生し、入開札事務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じるものとする。

- (8) 天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が本システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じることがある。
- (9) 入札参加者のやむを得ない理由により紙入札への移行を希望する場合は、指名通知書の受領後速やかに発注課へ申し出ること。
- (10) 開札日の時点において指名要件を満たさないことが発覚した場合、入札への参加を制限することがある。
- (11) 過去1年間に贈賄などの不正行為により逮捕され又は杉戸町内で事故等を起こし、かつ町に通報していない場合は、開札日の2日前までに申し出ること。

7 契約における特定条件

- (1) 契約金額 入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額とする。
 ※ 1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額とする。
- (2) 契約約款 杉戸町土木設計業務等標準委託契約約款を参照する。
 ※ 標準請負契約約款は参考とし、契約時に双方で協議の上、決定する。
- (3) 契約保証金 必要
 ※ 契約金額の10分の1以上を納付、又は契約保証金に代わる担保を納付すること。
 ※ 杉戸町財務規則第146条各号のいずれかに該当する場合は免除できるものとする。
- (4) 前金払 可能
 ※ 支払可能額は、契約金額の10分の3以内の額（10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (5) 電子保証 可能
 ※ 契約保証・前金払・中間前金払における保証証書の寄託は、電子保証システム「D-Sure」で行うことができるものとする。
- (6) 部分払 しない
- (7) 契約方法 書面契約又は電子契約（クラウドサイン）のいずれかを選択できるものとする。
- (8) 労働環境の確認 杉戸町が発注する契約に係る労働環境の確認に関する試行要綱に基づき、予定価格1,000万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の単年度契約においては、労働環境の確認を行うものとする。実施にあたっては、契約時に別途指示するものとする。

8 参考例規等の掲載ページ

- (1) 杉戸町財務規則
https://www1.g-reiki.net/sugito/reiki_honbun/e391RG00000171.html
- (2) 杉戸町公共工事等電子入札運用基準
<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/1183.html>
- (3) 杉戸町競争入札参加者心得
杉戸町建設工事等指名競争入札要綱
杉戸町最低制限価格制度取扱要綱
<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/1184.html>
- (4) 杉戸町標準契約約款
<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/9622.html>
- (5) 杉戸町建設工事等前金払取扱要綱
<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/9646.html>
- (6) 電子契約について
<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/2073.html>
- (7) 町が発注する契約に係る労働環境の確認について
<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/1830.html>

9 問い合わせ

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2-9-29

杉戸町役場 市街地整備推進室

電 話 0480-33-1111（内線382）

メール shigaichiseibi@town.sugito.lg.jp

開庁時間：8時30分から17時15分（土日祝日・年末年始を除く）

電子入札ヘルプデスクの問い合わせ先：048-830-2263（平日の8時30分から17時）